

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 68 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後					
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="159 528 1070 624">1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第 4 項の児童委員に対する指揮監督</td></tr><tr><td data-bbox="159 630 1070 1054">2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第10条第 1 項の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 法第10条第 2 項の墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 (3) 法第18条第 1 項の火葬場への立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収 (4) 法第19条の墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条の許可の取消し</td></tr><tr><td data-bbox="159 1061 1070 1396">3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第 2 条第 2 項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可 (2) 法第 9 条第 1 項の動物の飼養又は収容の許可（当該許可の申請書の記載事項の変更届の受理を含む。） (3) 法第 9 条第 4 項の届出の受理</td></tr><tr><td data-bbox="159 1402 1070 1441">3 の 2 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号。</td></tr></table>	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第 4 項の児童委員に対する指揮監督	2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第10条第 1 項の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 法第10条第 2 項の墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 (3) 法第18条第 1 項の火葬場への立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収 (4) 法第19条の墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条の許可の取消し	3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第 2 条第 2 項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可 (2) 法第 9 条第 1 項の動物の飼養又は収容の許可（当該許可の申請書の記載事項の変更届の受理を含む。） (3) 法第 9 条第 4 項の届出の受理	3 の 2 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号。	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1167 528 2078 566">1 から 4 まで 削除</td></tr></table>	1 から 4 まで 削除
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第 4 項の児童委員に対する指揮監督						
2 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第10条第 1 項の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 法第10条第 2 項の墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 (3) 法第18条第 1 項の火葬場への立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収 (4) 法第19条の墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条の許可の取消し						
3 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第 2 条第 2 項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可 (2) 法第 9 条第 1 項の動物の飼養又は収容の許可（当該許可の申請書の記載事項の変更届の受理を含む。） (3) 法第 9 条第 4 項の届出の受理						
3 の 2 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号。						
1 から 4 まで 削除						

以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務

(1) 条例第9条第1項の停止又は廃止の届出の受理(動物の飼養又は収容の許可に係るものに限る。)

(2) 条例第9条第2項の死亡又は解散の届出の受理(動物の飼養又は収容の許可に係るものに限る。)

4 民生委員法(昭和23年法律第198号)第17条第1項の民生委員に対する指揮監督

[略]

9 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置等に係る書類の受理に関する事務で規則で定めるもの

10 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの

[略]

別表第2(第3条関係)

1 [略]	[略]
2 [略]	[略]
2の2 栄養士法(昭和22年法律第245号)及び栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村

[略]

9 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。)の設置等に係る書類の受理に関する事務で規則で定めるもの

10 削除

[略]

別表第2(第3条関係)

1 [略]	[略]
2 児童福祉法第17条第4項の児童委員に対する指揮監督	市町村(盛岡市を除く。)
2の2 [略]	[略]
2の3 児童福祉法に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)の設置等に係る書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	市町村(盛岡市を除く。)
2の4 栄養士法(昭和22年法律第245号)及び栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村

	及び川井村		、普代村及び川井村
2の3 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村	2の5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
		2の6 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第10条第1項の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 (2) 法第10条第2項の墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可 (3) 法第18条第1項の火葬場への立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告の徴収 (4) 法第19条の墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令及び法第10条の許可の取消し	市町村（盛岡市を除く。）
		2の7 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第2条第2項ただし書の死亡獣畜の死亡獣畜取扱場以外での解体、埋却又は焼却の許可	市町村（盛岡市を除く。）

<u>2の4</u> 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の5</u> 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の6</u> 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び

<u>(2) 法第9条第1項の動物の飼養又は収容の許可（当該許可の申請書の記載事項の変更の届出の受理を含む。）</u>	
<u>(3) 法第9条第4項の届出の受理</u>	
<u>2の8 民生委員法（昭和23年法律第198号）第17条第1項の民生委員に対する指揮監督</u>	市町村（盛岡市を除く。）
<u>2の9 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の10 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の11 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の届出の受理</u>	盛岡市
<u>2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普

務で規則で定めるもの	川井村	の	代村及び川井村
2の7 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村	2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
		2の14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 法第7条第2項の病床の種別等の変更の許可（病院に係るものに限る。）</u> <u>(2) 法第8条の2第2項の休止及び再開の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(3) 法第9条第1項の廃止の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(4) 法第9条第2項の開設者の死亡又は失そうの届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(5) 法第12条第1項ただし書の開設者以外の管理者の許可（病院に係るものに限る。）</u> <u>(6) 法第12条第2項の管理者の兼任の許可（病院に係るものに限り、他の市町村の区域にわたる場合を除く。）</u> <u>(7) 法第15条第3項のエックス線装置の設置等の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(8) 法第16条ただし書の医師の宿直の免除の許可</u> <u>(9) 法第18条ただし書の専属の薬剤師の配置の免除の許可（病院に係るものに限る。）</u>	盛岡市

- (10) 法第24条第1項の施設の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令（病院に係るものに限る。）
- (11) 法第27条の検査及び許可証の交付（病院に係るものに限る。）
- (12) 法第28条の管理者の変更の命令（病院に係るものに限る。）
- (13) 法第29条第1項の開設の許可の取消し又は閉鎖の命令（病院に係るものに限る。）
- (14) 法第29条第2項の許可の取消し（病院に係るものに限る。）
- (15) 法第30条の弁明の機会の付与（第10号、第12号及び第13号の事務に係るものに限る。）
- (16) 法第46条の2第1項ただし書の理事の減員の認可
- (17) 法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可
- (18) 法第47条第1項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可
- (19) 法第50条第1項の定款又は寄附行為の変更の認可
- (20) 法第50条第3項の定款又は寄附行為の変更の届出の受理
- (21) 法第52条第1項各号に掲げる書類の届出の受理
- (22) 法第52条第2項の書類の閲覧
- (23) 法第68条第1項において準用する民法（明治

		<u>29年法律第89号）第56条の仮理事の選任</u> <u>(24) 法第68条第1項において準用する民法第57条の特別代理人の選任</u> <u>(25) 法第68条第1項において準用する民法第77条第2項の清算人の届出の受理</u> <u>(26) 法第68条第1項において準用する民法第83条の清算終了の届出の受理</u> <u>(27) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく申請書、届出書その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの</u>	
<u>2の8</u> [略]	[略]	<u>2の15</u> [略]	[略]
<u>2の9</u> [略]	[略]	<u>2の16</u> [略]	[略]
[略]		[略]	
<u>6の2</u> [略]	[略]	<u>6の2</u> [略]	[略]
		<u>6の3 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及びクリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）に基づくクリーニング師免許証に係る申請書等の受理及びクリーニング師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	盛岡市
<u>6の3</u> [略]	[略]	<u>6の4</u> [略]	[略]
		<u>6の5 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u> <u>(1) 法第22条第1項から第3項までの業務上取扱者の届出等の受理</u> <u>(2) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の届出の受理</u>	盛岡市

6の4 [略]	[略]
6の5 [略]	[略]
6の6 [略]	[略]
6の7 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
6の8 [略]	[略]
[略]	

(3) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の廃棄物の回収その他の措置の命令	
(4) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の報告の徴収又は立入検査等	
(5) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の変更の命令	
(6) 法第22条第6項の措置の命令	
6の6 [略]	[略]
6の7 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第28条第2項の照射録の提出の命令又は検査	盛岡市
6の8 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
6の9 [略]	[略]
6の10 [略]	[略]
6の11 [略]	[略]
[略]	

11の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（盛岡市にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の20の2第1項の規定により特例市が処理することとされている事務以外のものに限る。） （1）～（4） [略]	[略]
11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
14の6 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
14の7 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

11の2 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（盛岡市にあつては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の18第1項の規定により中核市が処理することとされている事務以外のものに限る。） （1）～（4） [略]	[略]
11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
14の6 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
14の7 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

[略]	
<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 法第55条において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の清算終了の届出の受理</p>	[略]

[略]	
<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 法第55条において準用する民法第83条の清算終了の届出の受理</p>	[略]
<p>17の2 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第49条第1項第1号の規定により卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理</u></p> <p>(2) <u>薬事法施行令第49条第1項第2号の規定により卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する法第10条の休廃止等の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>法第72条第4項の改善の命令又は使用の禁止（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>法第72条の2の薬剤師の増員の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）</u></p>	盛岡市

17の2 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の3 [略]	[略]
18の4 [略]	[略]
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、

(5) <u>法第72条の4第1項の措置の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）</u>	
(6) <u>法第73条の管理者の変更の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）</u>	
(7) <u>法第75条第1項の許可の取消し又は業務の停止の命令（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）</u>	
17の3 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の3 [略]	[略]
18の4 <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	<u>市町村（盛岡市を除く。）</u>
18の5 [略]	[略]
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西

業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
23の7 [略]	[略]

業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
23の7 [略]	[略]
23の8 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 法第10条第1項の動物取扱業の登録 (2) 法第11条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の動物取	盛岡市

扱業者登録簿への登録

- (3) 法第11条第2項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の登録の通知
- (4) 法第12条第1項（法第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の登録の拒否
- (5) 法第12条第2項（法第13条第2項、第14条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の登録の拒否の通知
- (6) 法第13条第1項の登録の更新
- (7) 法第14条第1項及び第2項の届出の受理
- (8) 法第15条の動物取扱業者登録簿の閲覧
- (9) 法第16条第1項の廃業等の届出の受理
- (10) 法第17条の登録の抹消
- (11) 法第19条第1項の登録の取消し又は業務の停止の命令
- (12) 法第22条第3項の動物取扱責任者研修の実施
- (13) 法第23条第1項及び第2項の勧告
- (14) 法第23条第3項の勧告に係る措置の命令
- (15) 法第24条第1項の報告の徴収又は立入検査
- (16) 法第25条第1項の勧告
- (17) 法第25条第2項の勧告に係る措置の命令
- (18) 法第26条第1項の飼養又は保管の許可
- (19) 法第27条第2項（法第28条第2項において準用する場合を含む。）の許可の条件の付加
- (20) 法第28条第1項の変更の許可

24 [略]	[略]
[略]	
26 [略]	[略]
27 [略]	[略]
[略]	
32の2 [略]	[略]
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する	市町村（西和賀町、金ヶ崎町、

(21) <u>法第28条第3項の変更の届出の受理</u>	
(22) <u>法第29条の許可の取消し</u>	
(23) <u>法第32条の措置の命令</u>	
(24) <u>法第33条第1項の報告の徴収又は立入検査</u>	
24 [略]	[略]
[略]	
26 [略]	[略]
26の2 <u>看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第8条の病院等の開設者等に対する指導及び助言</u>	<u>盛岡市</u>
27 [略]	[略]
[略]	
32の2 [略]	[略]
32の3 <u>医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務</u> <u>(1) 政令第4条第1項の開設者に係る変更の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(2) 政令第4条第2項の変更の届出の受理</u> <u>(3) 政令第4条の2第1項の開設の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(4) 政令第4条の2第2項の管理者に係る変更の届出の受理（病院に係るものに限る。）</u> <u>(5) 政令第5条の12の登記の届出の受理</u> <u>(6) 政令第5条の13の役員変更の届出の受理</u>	<u>盛岡市</u>
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する	市町村（ <u>盛岡市</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>金</u>

事務	平泉町、藤沢町、大槌町、岩泉町、田野畑村、軽米町、九戸村及び一戸町を除く。)
34 [略]	[略]
34の2 [略]	[略]
34の3 [略]	[略]
[略]	
36の3 [略]	[略]

事務	ケ崎町、平泉町、藤沢町、大槌町、岩泉町、田野畑村、軽米町、九戸村及び一戸町を除く。)
34 [略]	[略]
34の2 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号)に基づく申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市
34の3 [略]	[略]
34の4 [略]	[略]
[略]	
36の3 [略]	[略]
36の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務 (1) 省令第2条第5項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の登録証の交付 (2) 省令第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付 (3) 省令第2条第8項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の届出の受理 (4) 省令第10条第1項の通知 (5) 省令第15条第5項の許可証の交付 (6) 省令第15条第6項の許可証の再交付 (7) 省令第15条第8項の届出の受理	盛岡市

36の4 [略]	[略]
36の5 [略]	[略]
37 [略]	[略]
37の2 [略]	[略]
37の3 [略]	[略]
38 [略]	[略]
[略]	
47 循環型地域社会の形成に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事	宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、一関市、

36の5 [略]	[略]
36の6 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）第5条第2項の水質検査の届出の受理	盛岡市
36の7 [略]	[略]
37 [略]	[略]
37の2 旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）第5条第2項の水質検査の届出の受理	盛岡市
37の3 [略]	[略]
37の4 [略]	[略]
37の5 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年岩手県条例第34号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（動物の飼養又は収容の許可に係るものに限る。） （1） 条例第9条第1項の停止又は廃止の届出の受理 （2） 条例第9条第2項の死亡又は解散の届出の受理	市町村（盛岡市を除く。）
38 [略]	[略]
[略]	
47 循環型地域社会の形成に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]	宮古市、花巻市、北上市、一関市、釜石市及び奥州市
48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事	盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、

<p>が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>雫石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町</p>	<p>が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>一関市、雫石町、滝沢村、住田町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町</p>
<p>49 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>49 [略]</p>	<p>[略]</p>
		<p>50 <u>動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>条例第11条の勧告</u></li> <li>(2) <u>条例第12条第2項の捕獲又は殺処分</u></li> <li>(3) <u>条例第13条の届出の受理及び指示</u></li> <li>(4) <u>条例第14条第1項の抑留</u></li> <li>(5) <u>条例第14条第6項の通知及び公示</u></li> <li>(6) <u>条例第14条第7項本文の処分</u></li> <li>(7) <u>条例第14条第7項ただし書の申出の受理</u></li> <li>(8) <u>条例第15条第1項の薬殺及び住民に対する周知</u></li> <li>(9) <u>条例第16条の措置の命令</u></li> <li>(10) <u>条例第18条第1項の飼養の要求</u></li> <li>(11) <u>条例第18条第2項の措置の指導</u></li> <li>(12) <u>条例第20条の措置</u></li> <li>(13) <u>条例第21条第1項の譲渡</u></li> <li>(14) <u>条例第21条第2項の講習の実施</u></li> <li>(15) <u>条例第22条第1項の報告の徴収又は立入調査等</u></li> <li>(16) <u>条例第23条第1項の動物愛護監視員の設置</u></li> </ul>	<p><u>盛岡市</u></p>

		(17) <u>条例第23条第2項の動物愛護監視員の任命</u>	
		(18) <u>条例第24条の動物愛護推進員の委嘱</u>	
50	[略]	51	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる事務で盛岡市長が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、盛岡市長のした処分その他の行為又は盛岡市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 改正後の条例別表第2に掲げる事務のうち、施行日前に栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）、医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）及びクリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）、調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）並びに死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、同表に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定及び前項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。